

件名

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき
金融機関を定める件の一部を改正する件

金融庁、財務省、
○厚生労働省、農林水産省、告示第 号
経済産業省

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十七条の規定に基づき、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する

金融庁、財務省、
法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件（令和七年厚生労働省、農林水産省、告示第一号）の一部
経済産業省

を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 築 和生

経済産業大臣 赤澤 亮正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条に規定する行政庁が定める金融機関（以下「特定金融機関」という。）は、次に掲げるものとする。 「二〇九 略」 十 三菱UFJエムット銀行株式会社	「同上」 「二〇九 同上」 「号を加える。」

十一〇二十一 〔略〕 〔号を削る。〕	十一〇二十一 〔同上〕 二十一 天草漁業協同組合
備考 表中の「」の記載は注記である。	